

## 人権コラム5月号 人権教育・啓発の計画が新しくなりました

齋藤 直子（大阪教育大学）

駅の構内や車内で、人権啓発のポスターが貼られていたり、音声で人権に関する情報が流れてきたりするのにお気づきの方も多と思います。その内容は、就職差別についてのものだったり、ジェンダーについて考えるものだったり、さまざまです。

これらは、たまたま選ばれたテーマについて、そのときどきでキャンペーンが行われているのではなく、いつ、何をやるかの計画にもとづいて行われています。例えば、大阪府では6月は「就職差別撤廃月間」です。11月の「女性に対する暴力をなくす運動」は全国で一斉に行われ、期間中はパープル・ライトアップが行われています。2025年度の南河内では、大阪狭山市役所、天野山金剛寺、河内長野市立市民交流センター、羽曳野市立生活文化情報センター、藤井寺市役所が、紫色のライトで照らされていたので、ご覧になった方もいるかもしれません。

こういった人権教育・啓発の計画のおおもとになっているのは、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」です。2002年にできました。2011年に小さな改訂はありましたが、2025年に初めての大きな改訂がありました。では今回、何が変わったのでしょうか？一番大きなポイントは「インターネット上の人権侵害」が、女性、障害者、部落差別などの個別課題を「横断」する重要な課題であると位置付けられたことです。インターネットが広がり始めた頃は、人権に関する情報が広く届けられるといった、よい面での利用が想定されていました。ところが、差別的な情報、ネガティブな意見の拡散力に、ネットのポジティブ面が圧倒されている状況です。差別や誹謗中傷が野放しになり、それが見慣れた風景になってしまうことはとても怖いことです。そのような雰囲気は、世論となり、政策にも影響を与えてしまいます。

一方、国や自治体のネット対策も、少しずつ進んでいます。ネットで匿名で誹謗中傷などを繰り返す人の情報開示請求がしやすくなって裁判にたどりつきやすくなったり、SNSの事業者への通報と対処のしくみがバージョンアップしています。そして今回の「人権教育・啓発に関する基本計画」でも、インターネット上の人権侵害は極めて重要な人権課題だと位置付けられたのです。

人権教育・啓発の効果は即効性がないかもしれないし、法律や条例の制定も時間がかかりすぎだという批判もあると思います。しかし私たちは、これらを利用しながら、たとえ時間がかかっても、人権侵害を許さないという雰囲気をもっともっと社会の中で育てていくしかないのだと思います。